

島田市自治基本条例シンポジウム 要録

1 日時

平成 27 年 12 月 12 日（土）14：00～16：35

2 場所

島田市民総合施設 プラザおおるり 3階 大会議室

3 参加者数

60 名

4 内容

(1) 開会 14：00～14：01

(2) あいさつ （渡辺地域づくり課長） 14：01～14：06

(3) 趣旨説明 （説明者：地域づくり課 瀧賀主事） 14：06～14：10

- ・島田市では協働のまちづくりをより一層推進するため、昨年度より市民のみなさんで組織する「自治基本条例を考える市民会議」において自治基本条例の制定に関する検討を進めています。
- ・現在、この市民会議では、市役所の職員が組織する「自治基本条例制定委員会・作業部会」と共同して、今まで会議等で学習してきた内容に基づき、条文の作成作業を進めています。
- ・ただし、条例の制定の有無については、市民会議としての最終結論は出ていません。
- ・現在、市民アンケートなどを実施し、市民等の意見の集約に努めているところです。
- ・いずれにしても、市としては自治基本条例をこれからの島田市のまちづくりの基本的なルールとなる重要な条例になると考えているので、市民のみなさんに広くこの条例を知っていただきたいという思いがあります。
- ・これまで、会議の様子、議事録を市のホームページで公開したり、広報しまだ 10 月号で条例の特集を組んだりしていますが、その広報活動の一環としてこのシンポジウムを開催させていただきました。

(4) 静岡大学 人文社会科学部 日詰一幸教授 講演 14：10～15：10

※別紙講演資料参照

(5) 島田市の経過説明 (説明者：地域づくり課 瀧賀主事) 15:10~15:20
※別紙資料参照

(休憩 15:20~15:30)

(6) 牧之原市 政策協働部 政策創生専門監 加藤彰氏 講演 15:30~16:00
地域づくり課 福田主事との対話形式で牧之原市の協働のまちづくり、自治基本条例
についてお話を伺った。

※別紙資料参照

(7) 質疑応答 16:00~16:30

開会前に質問カードを参加者に配付。シンポジウム中に記入していただき、(6) 講演後半で回収させていただいた。回収した質問用紙については、内容が似ているものを一括するなど、地域づくり課で振り分けた。

Q・全国の自治体における自治基本条例の具体的な効果の事例を教えてください。

A・(静岡大学日詰教授) 今年度4月から10月までに新たに自治基本条例を制定した自治体は7つほどある。静岡市や牧之原市が制定した当時は多いときで年間20を超える自治体が新規に自治基本条例を制定していた。いわゆるブームだったが、現在は少し落ち着き、自治基本条例の意義や役割をじっくり考える安定期に入っていると考え。従来は自治体の特色を出す目的で制定、今は自治基本条例をどう活かしてまちづくりを行っていくのかが議論のポイントになっている。

効果について言えば、例えば情報公開。牧之原市の事例にもあった、自治基本条例を機に情報公開を充実させたということは全国的にもある効果の1つ。

ニセコ町が平成17年に制定し、平成27年に制定10周年を迎えたが、これまでの経過を振り返るシンポジウムを開催した。そのシンポジウム中で印象に残ったのが、広報紙の話。広報の費用は多額になるため、月2回の広報紙の発行を月1回の発行に削減することを市が提案したが、情報公開を謳った自治基本条例に違反すると町民から指摘があった。

また、ニセコ町は5,000人程度の人口だが、周りの自治体が人口を減らしているのに比べ、ニセコ町では人口は増加している。北海道外からニセコ町の協働の取り組みを見て、移住する方が数家族あったという報告もあった。先行的に行ったメリットかもしれないが、そのような事例報告があった。

Q・牧之原市自治基本条例推進会議の内容(どのようにして自治基本条例の実効性を確保していくかなど)を詳しく教えてください。榛原総合病院の運営は牧之原市自治基

本条例に従って行われた市民参加と協働からの産物なののでしょうか？

A・(牧之原市加藤政策創生専門監) 牧之原市自治基本条例第8条で参加機会の保障を謳っているが、それを実行するために牧之原市政への市民参加に関する条例を制定した。計画作りや施設の見直しは市民参加で行うという規定をしている。最近では教育大綱を作成する際に実施している。牧之原市ではそのような際に「最低2つ以上の市民参加」を求めることになっている。例えば1つは審議会、もう1つはアンケートやパブリック・コメントという風に。組み方については担当部署に委ねられるが、結果は推進会議で報告し、意見を貰うようにしており、市民参加の方法を担当者の思いだけでは決められないようになっている。参加の組み合わせについてどれが有効なのか、実績の積み重ねがないので現時点では判断できないが、自治基本条例の実効性についてのチェックはそのようにしている。

榛原総合病院については平成22年に指定管理になったので、牧之原市自治基本条例制定前なので一般的に言う市民参加とは少し異なる話ではないかなと思う。

Q・島田市の自治基本条例での市民の定義や住民投票の投票権の範囲は外国人や市外在住の人も含まれるか？島田市自治基本条例を考える市民会議の市民委員は外国人もなれるのか？

A・(島田市渡辺地域づくり課長) 現在、島田市での市民会議や市内組織では、協働のまちづくりの重要性や市民・議会・行政の役割、市民目線でのまちづくりについての話し合いが行われており、「市民の定義」や「住民投票の投票権の範囲」の検討までは及んでいない。

投票権の範囲を自治基本条例で定めるのか、それとも住民投票条例で定めるのか。住民投票条例を定めるのであれば、常設型の住民投票条例なのか、個別の住民投票条例なのか慎重に議論を重ねていきたい。

島田市自治基本条例を考える市民会議の委員には外国人は入っていない。

Q・ファシリテーター、ファシリテーションとは何か？

A・(牧之原市加藤政策創生専門監) 地区の会合などで、5～6人のグループをいくつか作るワークショップ形式で会合をするときに進行をお願いしている。ファシリテーターとは議長の役割ではなく、決定権を持つものではない。一番の役割は参加者の主体性を引き出すように進行すること。参加したみなさんが自由に意見を言えるような雰囲気づくりや決められた時間で結論を出すように促す時間管理も重要。

Q・自治基本条例についての問題点の全国的な事例があれば教えて欲しい(外から過激な団体が来たことがあると聞いたがそれは大丈夫か？制定が目的化してしまったこと以外の失敗例)。

A・(静岡大学日詰教授) 自治基本条例の問題と課題で一番大きいのが、作って終わってしまって実効性がないものになってしまうこと。ブームに乗ってしまい作ってしまったことが問題。自治基本条例はある意味で、議会・行政の仕事のやり方を「たがにはめる」条例。条例の内容に反発が出て、条例が骨抜きになる危険性もあり、住民がしっかりとチェックをする必要がある。

また住民側にもチェックするきっかけを持ってもらうために、作る際に一部の人間で作るのではなく、多くの住民の目に触れるかたちで作ることが大事。

自治基本条例についての賛否はあるが、どの施策も同じように賛否はある。しかし自治基本条例が制定された後に賛成派と反対派が小競り合いしたなどの話は聞いたことはない。

しかし、制定の段階で、シビアな意見交換がある場合はある。それは市民の定義をどこまで広げるかという議題が多い。地方自治法第10条に住民の規定がされているが、まちづくりを考えたときに外国籍を持つ人も税金を納めているので、まちづくりに参加する権利はあるという考えもある。そのような意見を住民がどう受け止めていくのが大事。

住民投票についても、基本的には地方自治法に直接請求権があり、それを使って住民投票実施を請求することが多い。その権利をうまく行使していくことが1つ大事になる。そのような権利があることを自治基本条例で示し、細かい規定については別に住民投票条例で定めていくのかなども住民の考えによるのではないかと。

静岡市も住民投票条例の改正の作業が始めるようだ。それは、国政選挙が18歳以上に変わることに伴う改正。

実際に出来ている条例に対して過激な団体が何か行動を起こすかということそうではない。多くの住民は民主的な手続きに従って制定された自治基本条例を尊重している。

Q・島田市の今後の作業について。市民説明会や討論会などは開催されるか？今後市民への周知をどのように実施するのか？もう少しゆとりを持って制定作業を進めたらどうか？

A・(島田市渡辺地域づくり課長) 現在、自治基本条例を考える市民会議が主体となって市民アンケートを実施し、市民の意見収集に努めている。また、条例案が出来たらパブリック・コメントを実施する。

市民説明会について、本日も市民説明会という位置付けで開催しているが、先日も別の場所で自治基本条例の説明を行う機会があった。今後もそのような機会を設けるように検討していく。

討論会について、意見の収集については市民アンケートを行っているが、今後の検討で真に必要な場合を開催することもあると考えている。

広報について、広報はまだ10月号でも特集を組んだが、今後も随時周知していきたい。

制定の時期について、島田市の経過説明でも今後の予定は流動的という話はさせていただいたが、あくまでも平成29年4月施行を目標としている。

※予定時間を経過しているため、質疑応答はこれで終了。回答できていない質疑の回答については、別紙のとおり。

(8) 総括 16:30~16:35

(9) 閉会

以上